

雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雪寒地帯の都市自治体に対する支援の充実

(1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る財政措置を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金においても適切な財政措置を講じること。

また、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

(2) 新たな積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の策定に当たっては、冬期の交通確保に万全を期すとともに、雪寒指定道路の指定拡大を図り、除雪、防雪及び凍害防止事業に係る財政措置を拡充すること。

2. 大雪時には、災害復旧が円滑に進むよう激甚災害指定を弾力的に運用するほか、以下の措置を講じること。

(1) 大雪時の交通ネットワークを確保するため、道路管理者・公共交通事業者等の垣根を越えた除雪応援体制の構築や情報共有など、事業者間の連携強化に向けた取組を推進すること。

また、大雪時において都市自治体の財政負担が増大しないよう、市町村道除雪費補助の臨時特例措置など適切な追加措置を講じること。

(2) 大雪により被災した農業者が早期に経営再開できるよう、農業ハウスなど農業施設等の復旧支援を積極的に行うこと。

(3) 災害時・平常時を問わず、安全かつ円滑な物流を確保するため、新たな広域道路ネットワークを構築すること。

特に、燃料の供給遮断は、冬期の市民生活に多大な影響を及ぼすため、住民拠点SSなどの供給拠点の整備に係る財政措置を拡充するとともに、大雪時には、石油元売会社に対し、県外の近隣製油所・油槽所からの応援配送を含め、被災地への供給について万全の体制を敷くよう要請すること。

3. 大雪被害の防止・軽減を図るため、正確に降雪量等を予測できるよう、気象観測体制等を充実・強化すること。

4. 雪寒地帯においては、積雪や低温などにより、冬期の施工期間に制約があることから、社会資本整備総合交付金事業の実施に当たっては、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう見直すこと。
5. 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や、安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。
また、雪に強い居住環境を創出するため、克雪住宅の普及促進に努めること。
6. 雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除排雪に対する支援策を講じること。